



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

| 目次 (*については県例規集掲載事項) | (取扱課室名) | ページ |
|---------------------------------|---------|---------|
| ○ 規則 | | |
| *6 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 | (監察査察課) | 1 |
| ○ 教育委員会規則 | | |
| *1 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 | | 1 |
| ○ 告示 | | |
| 143 指定自立支援医療機関の指定の辞退 | (障害福祉課) | 2 |
| 144 〃 | (〃) | 2 |
| 145 〃 | (〃) | 2 |
| 146 〃 | (〃) | 3 |
| 147 指定自立支援医療機関の指定 | (〃) | 3 |
| 148 〃 | (〃) | 3 |
| 149 〃 | (〃) | 3 |
| 150 指定自立支援医療機関の変更 | (〃) | 4 |
| 151 〃 | (〃) | 4 |
| 152 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (森林整備課) | 4 |
| 153 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課) | 4 |

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>ウインナック株式会社</u> 略 | 別表 略 公益社団法人和歌山県青少年育成協会 <u>南紀白浜空港ビル株式会社</u> <u>ウインナック株式会社</u> 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 別表（第7条関係） 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>ウインナック株式会社</u> 略 | 別表（第7条関係） 略 <u>公益社団法人和歌山県青少年育成協会</u> <u>南紀白浜空港ビル株式会社</u> <u>ウインナック株式会社</u> 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 辞退年月日 |
|-----------|------------|------------------------------------|---------------|
| せきもと薬師堂薬局 | 和歌山市徒町22番地 | 堰本哲郎 | 平成 31.2.28 |

和歌山県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 辞退年月日 |
|---------|-----------------|------------------------------------|---------------|
| 外科内科辻医院 | 田辺市上屋敷三丁目11番14号 | 辻啓次郎 | 平成 31.2.28 |

和歌山県告示第145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 辞退 年月日 |
|---------|-----------------|--|---------------|
| 久保外科 | 紀の川市貴志川町神戸212-2 | 久保光伸 | 平成 31.3.31 |

和歌山県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 辞退 年月日 |
|-----------|-----------------|--|---------------|
| 有限会社ササヤ薬局 | 東牟婁郡串本町串本1547-2 | 笹屋益規 | 平成 31.3.31 |

和歌山県告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|-------------------------------|--|--------------|
| おやこの診療所 | 和歌山市黒田一丁目1-10 クリニック ビル上林4F | 尾崎優 | 平成 31.2.1 |

和歌山県告示第148号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|-----------|----------------|--|--------------|
| 株式会社マリックス | 橋本市高野口町小田614番地 | 訪問看護ステーションマリーゴ ールド | 平成 31.2.1 |

和歌山県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指 定 年月日 |
|---------|----------|--|------------|
|---------|----------|--|------------|

| | | | |
|--------|----------------|--------------|--------------|
| 合同会社仁智 | 新宮市新宮5130番地の11 | 訪問看護ステーション仁智 | 平成 31.2.1 |
|--------|----------------|--------------|--------------|

和歌山県告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------|-------------|----------|-------------|-------------|---------------|
| 増井内科 | 和歌山市次郎丸69-1 | 医療機関の所在地 | 和歌山市次郎丸68-6 | 和歌山市次郎丸69-1 | 平成 27.10.1 |

和歌山県告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------|----------------|----------|--------------------|--------------------|--------------|
| さんばし薬局 | 西牟婁郡白浜町1062-11 | 医療機関の所在地 | 西牟婁郡白浜町1063-1 5 | 西牟婁郡白浜町1062-1 1 | 平成 31.1.1 |

和歌山県告示第152号

平成31年和歌山県告示第78号（以下「告示第78号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成31年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不分明である通知の相手方
鈴木美智代
深瀬満子
田津哲也
畑中圭吾
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第78号のとおり

和歌山県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年2月19日

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

田並川左支溪(7-407-1-017)、田並川右支溪(7-407-2-020-1)、田並川右支溪(7-407-2-020-2)、田並川右支溪(7-407-2-021)、田並川右支溪(7-407-2-022)、田並川左支溪(7-407-2-023)、田並川右支溪(7-407-2-024)、下り松川(7-407-2-025)、田並川左支溪(7-407-2-026)、田並川左支溪(7-407-2-027)、田並川左支溪(7-407-2-031)、田並川左支溪(7-407-2-032)、大家前(I-2344)、後路(I-2345)、田並上(1)・田並(4)(I-4525)、田並上(201)(II-7225)、田並上(202)(II-7226)、田並上(203)(II-7241)、田並上(204)(II-7242)、田並上(205)(II-7243)、田並上(207)(II-7245)、田並上(208)(II-7246)、田並上(209)(II-7247)、田並上(210)(II-7248)、田並上(211)(II-7249)、田並上(212)(II-7250)、田並上(213)(II-7251)、田並上(214)(II-7252)、田並(201)・田並(4)(II-7301)、田並上(217)(II-7313)、田並上(216)(II-7317)、田並上(101)(II-70277)、田並上(102)(II-70278)、田並上(103)(II-70279)、田並上(104)(II-70280)、田並上(105)(II-70281)、田並上(106)(II-70282)、田並上(107)(II-70283)、田並上(108)(II-70284)、田並上(109)(II-70285)、田並上(110)(II-70286)、田並上(111)(II-70287)、田並上(112)(II-70288)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)